

令和元年度 福生市高齢者・障害者生活実態調査（案）

1 調査実施の目的

本調査は、令和2年度に実施する介護保険事業計画及び障害福祉計画などの見直しに向け、高齢者・障害者の生活実態及び福祉施策に対する要望等を把握するため実施する。

2 調査の種類

調査の種類		調査対象	対象者数
高齢者生活実態調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の市民（抽出）	約1,200人
		要支援1・2の市民	約500人
	在宅介護実態調査	要介護1～5で在宅の市民	約1,000人
障害者生活実態調査		市内の身体障害者手帳・愛の手帳所持者、特殊疾病患者福祉手当受給者	約2,350人
		市内の精神障害者保健福祉手帳所持者 ※精神・神経科の医療機関に入院・通院している市民、福祉施設を利用されている市民、市内のグループホームで生活されている市民	約500人

3 調査方法（例外あり）

調査方法：郵送配布／郵送回収法

調査期間：令和元年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

【参考】前回のアンケート回収率（平成28年度実施）

調査の種類		配布数	有効回収数	有効回収率
高齢者生活実態調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,296	1,527	66.5%
	在宅介護実態調査	1,081	534	49.4%
障害者生活実態調査		1,994	1,087	54.5%
合計		5,371	3,148	58.6%

4 調査方針

(1) 高齢者生活実態調査

市では従前より、介護保険事業計画改定の基礎資料とするため、介護保険法第117条第5項の規定に基づき、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの実情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされていることから、計画改定の前年度に「高齢者生活実態調査」として、市独自の調査票により実施してきた。

前回の平成28年度より、国から2種類の調査について具体的な実施手法が明確に示されたことから、65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の方を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護1～5で在宅の方を対象とした「在宅介護実態調査」として実施している。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の課題を特定し、計画策定に活用するために実施するもの。なお、今回の実施に関して、国が調査票の項目に変更等を行う可能性があり、調査の実施時期については、別途国から案内がされることとなっている。

在宅介護実態調査

介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な住宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討し、計画策定に活用するために実施するもの。国の手法に基づき、介護認定調査員の聞き取りによる調査を実施するが、福生市の対象者数ではサンプル数が不足してしまう（※）ことから、郵送調査を併用して行う。

※介護認定調査員の聞き取りによる調査については、認定の更新申請・区分変更申請に伴う認定調査実施時にあわせて行うことが想定されているため。

(2) 障害者実態調査

介護と同様に、市では従前より、障害者計画・障害福祉計画改定の基礎資料とするため、障害者基本法第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第5項の規定に基づき、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、市町村障害者計画・障害福祉計画を作成するよう努めることとされていることから、計画改定の前年度に「障害者生活実態調査」として、市独自の調査票により実施してきた。

また、児童福祉法の改正を受け、前回、平成29年度の計画改定時より、市町村障害児福祉計画を市町村障害福祉計画と一体的に策定しているため、障害児の視点も踏まえて対応していく。

※実施については原則、郵送により調査票の配布を行うが、プライバシーの観点から、一部対象者については、医療機関や施設経由で配布を行う（回収は郵送）。